

南予観光振興誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、南予観光振興のための誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備等の実施にあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

南予観光振興誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備等委託業務

(2) 委託業務の目的

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

7,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認めることとする。

(1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること

(2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること

（若しくは、企画提案公募（プロポーザル）時まで登録が予定されていること）

(3) 愛媛県から入札参加資格の停止を受けていないこと

(4) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと

(5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

※ 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が上記（1）から（6）、構成員は上記（2）から（6）の資格要件を満たすこと。

また、構成員は単体で参加することはできない。

3 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和6年5月2日（木）～令和6年5月14日（火）まで

(2) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札・発注情報」に掲載するほか、下記(3)で定める担当窓口において配布する。

(3) 担当窓口

南予広域連携観光交流推進協議会（旅南予協議会）事務局

（愛媛県南予地方局地域産業振興部商工観光課 内）

住 所：〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号

電 話：0895-28-6146（直通）

F A X：0895-22-2512

電子メール：nan-syoko@pref.ehime.lg.jp

※(3)の各窓口で実施要領を受け取る場合の受付時間は、上記(1)の期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

4 参加申込み

(1) 提出書類

- ・「企画提案公募（プロポーザル）参加表明書」【様式2】
- ・「会社概要及び実績表」【様式3】

(2) 提出期間

令和6年5月2日（木）～令和6年5月14日（火）まで

(3) 提出先

上記3(3)の担当窓口

(4) 提出時の注意事項

- ・共同企業体による参加の場合には、委託業務共同企業体参加資格者誓約書【様式4】及び委任事項【様式4-1】を提出すること。
- ・委託業務共同企業体協定書【様式4-2】は、契約締結時に提出したので構わない。
- ・資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送又はFAXにて通知する。

5 企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問

(1) 受付期間

令和6年5月2日（木）～令和6年5月14日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問票【様式1】」を使用すること。

(3) 注意事項

件名は「南予観光振興 誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備等に関する質問」とし、送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 送信先アドレス

電子メール：nan-syoko@pref.ehime.lg.jp

(5) 回答方法

参加表明書の提出があった全ての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。(ただし、質問者の個別具体の提案内容に関わるものは除く)

(6) 回答予定日

令和6年5月中旬予定

(7) その他

受付期間外の質問は、原則、回答しない。

6 企画提案書

(1) 提案書の提出

「南予観光振興 誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備等委託業務企画提案書作成要領」(資料1)による書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年6月3日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

上記3(3)の担当窓口

(4) 提出方法

担当窓口への郵送又は持参

(5) 注意事項

- ・ 各区分ごとに1企業(共同企業体)につき各1提案とすること。
- ・ 独自の提案があれば、その内容を盛り込むこと。
- ・ 提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書」【様式5】を提出すること。
- ・ 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も同様に「取下げ願い書」【様式5】を提出すること。
- ・ 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・ 提案書の再提出は、上記6(2)の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- ・ 郵送で提出する場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 業務予定者の選定審査

審査会を設置し、企画提案書をもとに、次による審査を行う。

- (1) 企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、「南予観光振興 誘客・送客キャンペーンに係る受入態勢整備等委託業務企画提案公募(プロポーザル) 審査基準」(資料2)に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年6月7日（金）

(2) 場所

愛媛県南予地方局（宇和島市天神町7番1号）（予定）

(3) 順番

企画提案公募（プロポーザル）参加表明書【様式2】の受付順とする。

(4) その他

- ・プレゼンテーションの詳細については、別途プロポーザル参加者に通知する。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容に基づき、説明すること。
- ・パソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が用意すること。
- ・プロジェクターは、愛媛県旅南予協議会事務局が用意する。

9 審査結果

審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。

なお、通知日は令和6年6月中旬（予定）とする。

10 契約

(1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

11 公平なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を愛媛県旅南予協議会事務局、関係市町及び事業コーディネーター等と協議しながら進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果やプロモーション施策の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合がある。
- (3) 委託期間において、適時必要が生じた場合、事務局との業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

13 再委託について

- (1) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

14 個人情報の取扱いについて

- (1) 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

15 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提案された提案書については、返却しない。
- (3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。